

相模原市立中学校給食あり方懇話会
報告書

平成20年 3月

目 次

はじめに	1
1．児童・生徒の食生活等の実態	2
2．学校給食の意義	4
3．中学校給食の現状と課題	7
4．課題解決に向けて	10
5．給食実施方式の比較検討	11
6．完全給食実施にあたっての留意事項	16
提言～相模原市にふさわしい中学校給食のあり方～	18
資料	21

はじめに

子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも食が重要です。子どもに対する食育は、教育の三本柱である知育・徳育・体育の基礎となるべきもので、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育む基本となるものです。

学校教育で食育を積極的に推進するためには、学校給食を、食に関する子どもへの指導の中心に位置付けることが重要と考えます。学校給食法では、小中学校の設置者は学校給食の実施に努めることとされ、平成9年の保健体育審議会答申でも、学校給食の今日的意義と機能から中学校完全給食の実施に向け、市町村での積極的な取り組みが望まれています。

本市は、平成18年3月に津久井町・相模湖町と、また、平成19年3月には藤野町・城山町と合併し、人口70万人を超える、新相模原市としてスタートしました。中学校の数は合併前の27校から37校へと増加し、生徒数は平成19年5月1日現在で18,252人を数えます。

合併前の旧市域の中学校では、ミルク給食と家庭からの持参弁当を基本とし、平成15年度からは業者弁当注文配送による昼食対応が図られてきました。

旧津久井郡4町との合併調整方針に基づき、中学校における給食事業は現行のまま引き継がれたことから、新市では、区域により中学校給食の実施形態が異なり、完全給食を実施する中学校と実施しない中学校が混在する状況にあります。

こうしたことから、教育委員会では、学識経験者並びに学校関係者及び保護者の代表から中学校給食のあり方に対して多様な意見を伺うことを目的として、平成18年11月に相模原市立中学校給食あり方懇話会を設置しました。

以来、当懇話会では6回の会議を開催し、中学校給食に関して、生徒の学校生活、食生活等の実態を踏まえた真摯な議論が重ねられてきました。

ここに、当懇話会として、相模原市にふさわしい中学校給食のあり方を以下のとおり提言として取りまとめましたので、報告します。

教育委員会におきましては、この提言を重く受けとめ、早期に全ての中学校において完全給食を実現するよう努めることを強く要望します。

1. 児童・生徒の食生活等の実態

(1) 子どもの食事に対する保護者の意識

子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも食が重要です。

市立総合学習センターが平成18年2月に実施した「子どもの健康が危ない～子どもの体力について考える」調査によれば、子どもが健康に過ごすための働きかけとして、「食事をしっかりとらせる」が、小・中学生どちらの保護者からも選ばれ、「早寝早起きをさせる」「子どもとよく話をする」などの他の項目に比べて、食事への意識の高さが表れています。

(2) 児童・生徒の食生活の状況

子どもの食事に対する保護者の意識が高い一方で、朝食の欠食に代表される、朝・昼・夕の規則的な食事を取らない、不規則な食事が大人だけでなく子どもにも、近年目立ってきています。

市立総合学習センターの上記調査によれば、朝食をいつも食べている子どもの割合は小学生で8割、中学生では7割に満たないことがわかっています。

また、子どもが朝食を食べて登校しているかとの問いに対して、中学生の場合、教師の1割強が、「食べてきていない子が多い」「ほとんどの子が食べてこない」と答えています。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの「平成17年度児童生徒の食事状況調査報告書」によれば、朝食欠食の傾向にある児童生徒は、「身体がだるい、疲れる」「イライラする」などの不定愁訴を呈する割合が高く、朝食を必ず毎日食べる者ではその割合が低い傾向にあります。

朝食の欠食は、朝食以外の1回の食事の摂取量が多くなり、過食につながる可能性もあることから、肥満や生活習慣病の発症を助長すること、午前中のエネルギー供給が不十分となり体調が悪くなることなど、問題点が多く指摘されています。

さらに、食べ物の好き嫌いに関しては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの上記調査によれば、児童・生徒の嫌いな食べ物には、野菜を挙げる傾向が強く、また、嫌いな食べ物を「がまんして食べる」とする子どもの割合は小学生よりも中学生が低く、嫌いな食べ物を「食べない」とする子どもの割合は小学生よりも中学生が高い結果が表れています。

(3) 児童・生徒の肥満の状況

児童・生徒の肥満傾向は、食生活や運動・身体活動等の生活習慣と密接に関連して、近年、増加傾向にあります。

文部科学省の「平成18年度学校保健統計調査」(対象年齢：5歳(幼稚園児)から17歳(高校生)まで)によれば、肥満傾向児(注1)出現率は、男子では9歳から17歳で10%を超えており、15歳が13.8%と最も高くなっています。女子では11歳、12歳及び15歳で10%を超えており、15歳が10.2%で最も高くなっています。

本市の「平成18年度学校保健統計調査」(対象学年：小学1年から中学3年まで)によれば、ローレル指数(注2)160以上の生徒の出現率は、男子では小学4年から中学1年で5%を超えており、小学4年が6.18%で最も高くなっています。女子では中学1年及び中学3年で5%を超えており、中学3年が5.86%で最も高くなっています。

(注1)：性別、年齢別、身長別標準体重から肥満度を算出し、肥満度が20%以上の者を肥満傾向児としている。

(注2)：児童・生徒の栄養状態の判定に用いられる指数。指数160以上が肥満とされている。

2. 学校給食の意義

(1) 学校給食法

昭和29年に制定された学校給食法では、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることから、義務教育諸学校における教育の目的を実現するため、次の4つの目標を規定し、学校給食が学校教育活動の一環であるという基本理念を明らかにしています。

(学校給食の目標)

- 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。
- 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
- 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。
- 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

(2) 今日における学校給食の意義

今日、国民の生活水準が向上し、食生活は一般的に豊かになったといわれているが、一方では不規則な食事が見られたり、偏った食事内容から生じる栄養のアンバランスも見受けられます。

児童・生徒に絞ってみると、栄養改善など食生活の充実がなされたことから体位の向上が図られた一方で、栄養の偏り、不規則な食生活や運動不足などによる肥満、貧血、疲れ、集中力の欠如などの問題が指摘されています。

さらに、子どもだけで食事をする習慣、いわゆる孤食や、また、朝食抜きで登校する子どもの存在など、見過ごすことができない問題が生じています。

こうしたことから、今日においても学校給食は、次のとおり重要な役割を担っているといえます。

ア 健康の増進

学校給食は、栄養所要量の基準や標準食品構成表に基づいた栄養バランスのとれた食事を摂取できるよう工夫されていて、成長期にある児童・生徒の心身の健康の保持増進と体位の向上に大きな役割を果たしています。

イ 食習慣の形成

食生活を取り巻く社会環境等の変化に伴い、外食・加工食品の利用者の増加や朝食欠食率の増加など食の多様化が進んでいます。食の多様化

を背景に、カルシウム不足や脂肪の過剰摂取等の偏った栄養摂取、肥満症等の生活習慣病の増加及び若年化など新たな健康課題が増加しています。

こうした課題に対し、生涯を通じた健康づくりの観点から、栄養バランスのとれた学校給食を児童・生徒に提供し、献立を教材とすることは、望ましい食習慣の形成に重要な役割を担っています。

ウ 人間関係の育成

学校給食は、ともに学ぶ児童・生徒たちが一緒に楽しく食事をすることを通して、学校生活をより豊かにするものであり、好ましい人間関係や明るい社交性を育成する場となっています。

エ 多様な教育効果

食品の生産・流通・消費や調理・衛生管理に関して、社会科や技術・家庭科等関連する教科の学習で得た知識を深めることができます。また、郷土食や伝統行事にちなんだ献立を取り入れることにより、食文化を理解することの一助となります。

オ 小学校給食との連携

小学校から中学校にかけて、9年間一貫した食に関する指導を行うことが可能となり、子どもたちが健やかに生きるための基礎を培う食育の推進が図られます。

また、今年度から本市に初めて栄養教諭が配置され、学校教育全体においても食に関する指導を積極的に推進しています。食に関する指導は、学校給食と密接に関わるものであり、学校給食は生きた教材として果たす役割は大きくなると考えられます。

カ 食に対する安全

学校給食は、栄養士が献立の作成及び食材の調達を行うことにより、添加物、残留農薬等の食の安全に関して、十分な配慮と対応が図られます。

(3) 食育基本法

平成17年に制定された食育基本法では、食育を生きる上での基本であって、教育の三本の柱である知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置付けています。そして、様々な経験を通じて食を選択する力を習得し、健康な食生活を実践することができる人間を育てるものとして、食育の推進が求められています。

食育の推進にあたっては、健全な食生活の実践としての単なる食生活の改善に留まらず、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解を深めることや、伝統のある優れた食文化の理解と継承、地域の特性を生かした食生活に配慮することなどが必要とされています。

子どもの食育は、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるほか、子どもの頃に身に付いた食習慣を大人になって改めることが困難なことからも、極めて重要です。

このため、家庭や学校・保育所等における健全な食生活・食習慣のための取組をはじめ、様々な機会や場所における適切な食生活の実践や食に関する体験活動の促進、適切な知識の啓発等に積極的に取り組むことによって、子どもの成長に合わせた切れ目のない食育を推進し、運動習慣等を含めた適切な生活習慣を形成させていくことが期待されます。加えて、「孤食」や「個食」の解消により食を通じたコミュニケーションの機会を充実させることも食の楽しさの実感や精神的な豊かさにつながるなど、豊かな人間形成に寄与することが期待されます。

3 . 中学校給食の現状と課題

(1) 中学校給食の形態と方式

本市の中学校における完全給食の実施状況は、学校数の割合では、18.9% (7 校 / 37 校)、生徒数の割合では、8.3% (1,509 人 / 18,252 人) です。

区域別にみると、完全給食実施校は、城山町及び津久井町の区域の 7 校で、未実施校は、旧相模原市の区域、相模湖町及び藤野町の区域の 30 校です(表 1 参照)。

表 1 : 区域別の給食形態と方式

(平成 19 年 5 月 1 日現在)

区域	給食形態	給食方式	学校数	生徒数
旧相模原市	ミルク給食 (注)		27 校	16,171 人
城山町	完全給食	センター方式	2 校	647 人
津久井町	完全給食	センター方式	5 校	862 人
相模湖町	ミルク給食		2 校	277 人
藤野町	ミルク給食		1 校	295 人

(注) 業者弁当注文配送を併用実施

(2) 給食の形態と方式に係る現状と課題

本市の中学校給食の形態は、ミルク給食・持参弁当とセンター方式での完全給食の 2 つに大別されます。

ミルク給食・持参弁当【旧相模原市の区域、相模湖町の区域、藤野町の区域】 旧相模原市の区域では業者弁当注文配送を併用実施

現 状

- ・ 90%以上の生徒が弁当を持参している中、ほとんど弁当を持参できない生徒も存在します(注 3)。これは、食生活を取り巻く環境や保護者の弁当に対する意識の変化が原因とみられます。
- ・ 持参弁当には、性別等による食事量の違いや生徒個人の嗜好の多様化、アレルギーに対応しやすい利点があります。
- ・ 持参弁当は、親への感謝の気持ちやコミュニケーションを育み、親子のきずなを深めるのに役立っています。また、生活の中で、食を自ら判断し選択する材料となるものであり、食について、学校と家庭との連携を図る手立てともなっています。
- ・ 持参弁当は、気温が高い時期には保管状態により弁当が傷む心配があり

(注 3) : 「中学校での昼食弁当販売に関する調査結果」(平成 16 年) による

ます。

- ・ 学校の日課表では、昼食時間は15分程度、昼食を含めた昼休み時間は40分程度です。
- ・ 約8割の保護者が完全給食を希望している一方で、約2割は手作り弁当を支持しています（注4）。
- ・ 市の広聴制度を通して、保護者、PTAなどから完全給食実施の要望があります。
- ・ 業者弁当に対する市からの光熱水費、調理費等の公費負担はありません。
- ・ 業者弁当注文配送事業は概ね適切に実施され、学校運営への影響は小さい。

課題

- ・ 家庭により生徒の昼食内容が異なる状況では、生徒全体の栄養バランスの確保や食習慣の習得に取り組むことが困難です。
- ・ 校内に持参弁当を適温に保管できる設備がありません。
- ・ 栄養バランスのとれた業者弁当を食べさせたい保護者と生徒の嗜好に違いがあります。
- ・ 公費負担がない現行の制度では、栄養バランスのとれた弁当を低価格で提供することは困難です。

センター方式での完全給食【城山町の区域、津久井町の区域】

現状

- ・ 生徒に必要なエネルギーや栄養内容に沿って、小学校給食と共通の献立による完全給食を提供しています。
- ・ 食缶を利用し、配膳した給食を各教室で喫食しています。ランチルームが整備された学校は一部です。
- ・ 生徒から「給食はいつもおいしくて、楽しみ」と意見が寄せられています（注5）。
- ・ 主食は米飯とパンの回数がほぼ同じで、米飯回数の増加を希望する生徒が多くなっています。
- ・ 完全給食には、生徒個人の嗜好の多様化、アレルギーに対応しにくい面があります。
- ・ 日課表では給食時間は準備時間込みで35分程度、給食を含めた昼休み時間は、50分程度です。

課題

- ・ 給食センターで調理し、学校へ配送する方式であるため、給食調理から

（注4）：「中学校給食アンケート調査結果」（平成10年）による

（注5）：津久井学校給食センター・リクエスト献立アンケート（平成18年）による

学校で給食を食べるまでに時間を要します。

- ・ 校内の配膳室からの運搬や教室内の食缶からの配膳に時間を要するため、持参弁当に比べて昼食時間を長く必要とします。
- ・ 給食に適した環境として、ランチルームの整備が望まれます。

4．課題解決に向けて

児童・生徒の食生活をめぐる現状は、孤食の増加や朝食の欠食など、食の多様化を背景に、健康面では肥満症など生活習慣病の若年化、精神面では集中力の欠如などの問題が指摘されています。食事は健康との関わりが大きく、脂肪、糖分、塩分の過剰摂取に注意する習慣を身に付けることにより、疾病予防に役立つと考えられています。

児童・生徒ひとり一人が、生涯にわたって健康で充実した生活を送るためには、子どもの頃から望ましい食生活の基礎を養い、自己の健康管理ができる能力を育てることがますます重要となっています。

さらに、外食・加工食品の利用の増大により、栄養・食事の取り方などについて、正しい基礎知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく能力が必要となっています。

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達のために、安全でおいしく、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、生きた教材として日常生活における正しい食事のあり方と望ましい食習慣の形成、食文化への理解を深めるなど、多様な役割を担っています。

全国における公立中学校の完全給食の実施率は、79.9%となっています(注6)が、神奈川県では12.7%、本市では18.9%に留まり、旧相模原市、相模湖町及び藤野町の区域の中学校30校が完全給食未実施となっています。

これら完全給食が未実施の中学校では、家庭により生徒の昼食内容が異なる状況から、栄養バランスの確保や食習慣の習得への取組に課題が生じています。また、旧相模原市の区域の中学校では、弁当を持参できない生徒への現実的対応として業者弁当注文配送方式が導入され、昼食形態の一つに定着していますが、栄養バランスのとれた業者弁当を食べさせたい保護者と生徒の嗜好に違いがあるなどの課題があります。

さらに、市民ニーズとして、中学校完全給食の実施に対するニーズの高まりが見られます。約8割の保護者が希望している前述のアンケート調査結果や、市長への手紙など広聴制度を通じて、食育の推進、子育て支援の観点から中学校での完全給食を希望する保護者の声も市へ寄せられています。

子どもたちの食の乱れが懸念されている今こそ、課題解決に向け、市民ニーズに応える施策として、旧相模原市、相模湖町及び藤野町の区域の中学校30校において、完全給食の導入が必要と考えます。

(注6)：文部科学省「学校給食実施状況等調査(調査時点・平成18年5月1日)による

5 . 給食実施方式の比較検討

(1) 給食の実施方式

学校給食の実施方式には、旧相模原市の区域の小学校47校及び藤野町の区域の小学校1校で実施している単独校方式（自校方式）、旧相模原市の区域の小学校8校、城山町の区域の小中学校6校及び津久井町の区域の小中学校12校で実施しているセンター方式（共同調理場方式）をはじめ、他市の事例では親子方式、デリバリー方式があります（表2参照）。相模湖町の区域の小学校3校では、デリバリー方式を一部変更した方式で実施しています。

いずれの方式においても、学校等の栄養士が作成した献立に従い調理することに変わりなく、方式による違いは、調理場の場所、設置主体、配送の有無、配缶方法等にあります。

なお、デリバリー方式では、生徒が持参弁当か給食かを選択できる選択給食として実施されているのが一般的です。

表2：給食実施方式

方式	概要	施設区分	食缶使用
単独校方式 (自校方式)	栄養士が作成した献立に従い、学校に設置した給食室で調理する方式	公設	有
センター方式 (共同調理場方式)	栄養士が作成した献立に従い、学校給食センターで調理した給食を学校へ配送する方式	公設	有
親子方式	栄養士が作成した献立に従い、学校に設置した給食室で調理し、他校へも配送する方式	公設	有
デリバリー方式	栄養士が作成した献立に従い、学校外の民間事業者の調理場で民間事業者が給食を調理し、学校へ配送する方式（個別ランチボックスを使用し、教室内での配膳作業が不要）	民設	無

(2) 各給食実施方式の比較

前号の各給食実施方式について、運営面、財政面から比較し、その特徴をまとめました(表3参照)。

旧相模原市の区域と津久井地域との間では、地理・交通条件や人口密度、産業形態等に違いがあり、中学校の規模の面でも、生徒数・クラス数に大きな開きがあります。

こうした区域による特徴の相違が各給食実施方式の比較にも表れています。

表3：各給食実施方式の比較表 [凡例：長所、短所、どちらともいえない]

方式	給食内容	財政負担
単独校方式 (自校方式)	調理から給食までの時間が短いこと 給食時間の変更への対応が容易 食缶による配膳は給食時間が長くかかり日課表に影響すること 校地・余裕教室の状況から施設整備の困難な学校が多いこと 持参弁当との選択制導入は困難 複数メニューの設定は困難	施設整備費の負担が大きいこと 施設運営経費が割高であること、特に津久井地域では1校あたりの食数が少なく効率的でないこと
センター方式 (共同調理場方式)	城山町、津久井町の区域では現在円滑に実施中(1食単価255円) 調理場からの運搬により、調理から給食まで時間がかかること 食缶による配膳は給食時間が長くかかり日課表に影響すること 給食時間の変更への対応が困難 持参弁当との選択制導入は困難 複数メニューの設定は困難	施設運営経費が割安であること 施設整備費の負担が大きいこと 施設を管理する職員の配置が必要

方式	給食内容	財政負担
親子方式	<p>近隣の調理場からの運搬により、調理から給食までの時間が短めであること</p> <p>調理能力に余裕のある小学校の単独校は極めて少ないこと</p> <p>食缶による配膳は給食時間が長くかかり日課表に影響すること</p> <p>給食時間の変更への対応が困難</p> <p>持参弁当との選択制導入は困難</p> <p>複数メニューの設定は困難</p>	<p>施設整備費の負担が小さいこと</p> <p>調理能力に余裕のある小学校の単独校が極めて少なく、施設運営経費の比較は困難</p>
デリバリー方式	<p>持参弁当との選択制導入が容易</p> <p>複数メニューの設定が可能</p> <p>食缶未使用で給食時間が長くかからず日課表に影響しないこと</p> <p>おかずの種類が多い分、給食費がやや割高であること（他市の例では1食単価300円前後）</p> <p>調理能力を有し、衛生管理体制の整った民間事業者の確保が必要</p> <p>調理場からの運搬により、調理から給食まで時間がかかること</p> <p>おかずが温かくないこと、汁物の提供が困難であること</p> <p>給食時間の変更への対応が困難</p>	<p>施設整備費の負担が小さいこと</p> <p>施設運営経費は単独校方式とセンター方式の間であること</p> <p>選択制導入により、システム関係経費及び学校事務職員の配置が必要</p>

(3) 中学校完全給食実施経費の試算

前号で説明した4つの給食実施方式のうち、親子方式を除いた、単独校方式、センター方式及びデリバリー方式の3つの方式について、実施経費を試算しました。

< 試算条件 >

施設整備面では、単独校・センター方式、両方式ともドライ仕様による施設整備費を積算しています。配膳に関しては、単独校・センター方式、両方式とも食缶を使用し、デリバリー方式では、食缶を使用せずにランチボックスを使用します。

運営面では、食数の積算として、単独校・センター方式、両方式で生徒・教職員全員喫食の18,000食を想定し、デリバリー方式では選択制給食となることから、喫食率65%の12,000食を想定し、運営費を積算しています。

< 実施経費試算 >

施設整備費

単独校方式の場合、全校への給食室の設置工事費及び厨房機器備品等の費用を必要とし、1校あたり費用は、約3億2,500万円となります。

センター方式の場合、全体の必要食数から1場あたり6,000食対応施設を3場必要とする条件で、学校給食センターの設置工事費及び厨房機器備品等、さらに、各中学校の受入室に係る設置工事費及び備品等の費用を必要とし、1校あたり費用は、約2億9,600万円となります。

両方式には、生徒の食缶運搬に安全を期すため、校舎へのエレベーターの新設費用を計上しています。

なお、両方式には調理施設の新設に必要な用地費等不確定要素があります。

デリバリー方式の場合、民間事業者の調理場で調理したランチボックスを配送することから、調理施設の設置工事費は不要で、各中学校の受入室に係る設置工事費及び備品等の費用を必要とし、1校あたり費用は、約3,000万円となります。

この結果、施設整備費では、デリバリー方式が最も財政負担が小さい方式となります。

単独校方式 > センター方式 > デリバリー方式

運営経費（年間ベース）

単独校方式の場合、施設の運営経費として、給食室の施設維持管理費や給食調理委託料、人件費として、学校栄養職員及び教育委員会職員の配置に伴う費用を必要とし、1校あたり費用は、約4,100万円となります。

センター方式の場合、施設の運営経費として、学校給食センターの施設維持管理費や給食調理委託料、各中学校受入室の維持管理費及び給食センターから各学校への配送業務委託料、人件費として、センターの栄養士及び事務職員、学校配膳員並びに教育委員会職員の配置に伴う費用を必要とし、1校あたり費用は、約2,700万円となります。

デリバリー方式の場合、施設の運営経費として、各中学校受入室の維持管理費及び調理業務委託料（配送含む）、人件費として、給食事務職員及び学校配膳員並びに教育委員会職員の配置に伴う費用を必要とし、1校あたり費用は、約3,500万円となります。

この結果、運営経費では、センター方式が最も財政負担が小さい方式となります。

単独校方式 > デリバリー方式 > センター方式

6. 完全給食実施にあたっての留意事項

中学校における完全給食を実施した場合に予測される学校運営等に与える影響と、それに対する解決への方策を他市の事例を参考に検討を行いました。

(1) 給食時間の確保

完全給食の実施により、給食の準備と後片付けの時間が必要となるため、昼休み時間の削減、給食前後の教科設定への制約、または、終業時間の繰下げなど日課表全体に影響が及ぶことが予測されます。

特に、通学区域の広い中学校では、バスを利用して通学する生徒に対して、帰宅バス時間の影響が懸念され、終業時間への配慮が必要です。

解決への方策

給食準備や後片付け時間が最小限の方式（デリバリー方式）の検討
（具体例：立川市の中学校 昼食時間 15 分、昼休み 25 分）

(2) 持参弁当の効用

家庭からの持参弁当を基本とする中学校の現場では、弁当の持参状況から、生徒の家庭生活面での変化を教職員がキャッチできる効用が失われる可能性があります。

解決への方策

給食と持参弁当との選択制の検討

(3) 教職員の負担増加

中学校の現場では、教職員は生徒への各教科指導、生活指導のほか、多くの公務を抱えています。完全給食実施により、食缶の運搬、食器への盛付などの指導のほか、異物混入の防止等に配慮が必要となり、教職員への負担の増加が予測されます。

解決への方策

食缶を使用しない方法（ランチボックス）の検討
保護者と学校の連携による給食運営の検討

(4) 学校事務の増加

完全給食の導入により、中学校では、給食費の収納や食材業者への支払等の給食会計事務が新たに加わります。特に、給食費に関しては、最近、未納問題がクローズアップされていますが、給食費の未納保護者への督促

等の対応が想定されます。

解決への方策

給食事務職員の配置の検討、給食の申し込み制(給食費前納制)の検討、給食予約機、給食費管理システムの検討

(5) 給食施設の設置と校地

給食実施方式により給食施設の整備内容は異なります。単独校方式の場合は給食室の設置、センター及びデリバリー方式の場合には受入室の設置が必要となります。

給食室や受入室の設置にあたっては、外部からの運搬や校舎内の運搬に支障がないことなどが求められます。

また、食缶方式を採用した場合には、大食缶運搬時の安全対策を講じる必要が、デリバリー方式を採用した場合には、配膳室への空調設備の整備が必要です。

解決への方策

学校での施設整備規模が小さいセンター方式・デリバリー方式の検討
(食缶方式)校舎へのエレベーター設置の検討
(デリバリー方式)配膳室への空調設備整備

提 言

～ 相模原市にふさわしい中学校給食のあり方～

1. 基本的な考え方

本市の中学校給食は、市町合併前の旧行政区域の教育環境、財政状況等を背景とし、各々異なる形態で実施されています。

旧相模原市、相模湖町及び藤野町の区域では、家庭からの持参弁当に、カルシウムを補う目的でミルク給食を添えた昼食を基本としています。このうち、旧相模原市の区域では、過去の学校給食懇談会等において、中学校給食のあり方について検討が進められましたが、完全給食の導入には至らず、家庭の事情により弁当を持参できない生徒への対策として、業者弁当注文配送方式が導入されました。現在、この方式は中学校での昼食対策として、一定の役割を果たしています。一方、城山町及び津久井町の区域では、城山、津久井の各学校給食センターからの配送による完全給食が実施され、栄養バランスのとれた給食が提供されています。

学校給食法では、学校給食は、成長期にある児童・生徒の心身の健康の保持増進と体位の向上を図ることや、正しい食事のあり方と望ましい食習慣を育成することを目標に掲げ、学校の設置者である地方公共団体はその達成に努めることが定められています。

また、近年、食生活を取り巻く環境の変化により、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足等の栄養の偏りが大人だけでなく、子どもたちにも見られています。さらに、子どもたちだけで食事をする「孤食」や、朝食欠食など食生活の乱れが問題提起され、こうした食事環境に置かれている子どもたちの心身への影響が心配されています。このような問題の解決に向けて、健全な食生活の実践としての単なる食生活の改善に留まらず、食に関する感謝の念と理解を深めることや、伝統のある優れた食文化の継承、地域の特性を生かした食生活に配慮することなど、食育の推進が求められています。

このような社会背景の中、本市においては、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進するため、全ての中学校において早期に完全給食を導入し、栄養士が作成した献立による栄養バランスのとれた給食の提供が必要だと考えます。

2. 早期の実現方策

中学校給食の実施にあたっては、市内の地域特性を考慮しつつ、既存の給食施設の活用を図るなどの創意工夫のもと、早期の実現を目指した方策を検討することが望まれます。

旧相模原市、相模湖町及び藤野町の区域の中学校では、給食実施経費の試算結果や新たな施設設備を要さないこと、アレルギー対策や持参弁当を希望する生徒・保護者に配慮することから、早期に実現が可能な「選択制デリバリー方式」による完全給食の実施を提案します。

また、地域の実情に応じて、既存の学校給食センターの調理能力の拡充による「センター方式」や、小学校の給食施設に余裕がある地域での「親子方式」など、多様な方式の導入についても併せて検討されることを要望します。

城山町及び津久井町の区域の中学校では、現行の「センター方式」の継続を提案します。

これらに伴い、老朽化した学校給食センターの施設改修が必要と考えます。

なお、懇話会委員や市民から要望のある各学校でのランチルーム整備については、完全給食導入後の課題として、今後、研究されることを要望します。また、持参弁当の保管対策についても同様に要望します。

平成20年 3月

相模原市立中学校給食あり方懇話会

資 料

相模原市立中学校給食あり方懇話会の開催経過

回 数	開催日	主な議題
第1回	平成18年11月7日	・会長、副会長の選出 ・学校給食の概要について
第2回	平成19年1月30日	・中学校給食の現状と課題 ・中学校給食の意義
第3回	平成19年5月17日	・給食実施方式の比較 ・学校運営等に与える影響
第4回	平成19年7月26日	・前回までの委員意見の集約 ・検討事項のまとめ
第5回	平成19年11月6日	・中間報告(案)について
第6回	平成20年3月17日	・報告書(案)について
視 察	平成19年9月27日	・立川市立第六中学校の視察と試食

(参考)調査研究部会の開催経過

回 数	開催日	主な議題
第1回	平成18年12月18日	・第2回懇話会での討議内容の検討について
第2回	平成19年3月16日	・第3回懇話会での討議内容の検討について
第3回	平成19年7月4日	・第4回懇話会での討議内容の検討について
第4回	平成19年10月12日	・中間報告(素案)について
第5回	平成20年2月15日	・報告書(素案)について

相模原市立中学校給食あり方懇話会委員名簿

	氏名	所属・職名	備考
会長	庄司 フミ	相模女子大学教授	学識経験者
副会長	原 達美	相陽中学校長	中学校長の代表
委員	穴吹 正男	串川中学校長	
委員	小川 久生	大野台中学校教頭	中学校教頭の代表
委員	古田 達己	共和中学校教諭	中学校教諭の代表
委員	園部よしみ	東林中学校教諭	
委員	遠藤 智子	弥栄中学校養護教諭	
委員	平野 知彦	大野台中学校教諭	
委員	古川 鉄治	淵野辺東小学校長	小学校長の代表
委員	大竹 昌子	清新小学校主査(栄養士)	小学校栄養職員の代表
委員	横山 由佳	市立小中学校PTA連絡協議会副会長 (*1)	PTA連絡協議会代表者
委員	近藤 郁恵	市立小中学校PTA連絡協議会会計 (*2)	
委員	甘利 文一	広陵小学校PTA会長	
委員	榎本みづほ	中野中学校PTA	
委員	清水かおる	北相中学校PTA	
委員	清水 由美	藤野中学校PTA副会長	

(*1) : 第1回～第3回

(*2) : 第4回～第6回

相模原市立中学校給食あり方懇話会設置要綱

(目的)

第1条 本市の課題である中学校給食のあり方に対して、学識経験者並びに学校関係者及び保護者の代表から多様な意見を聴取するとともに、本市にふさわしい中学校給食のあり方について提言を受け、もって、教育委員会が市長事務部局と調整の上、総合的な判断により中学校給食のあり方の方針を決定することを目的に、相模原市立中学校給食あり方懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 懇話会の下部組織として、調査研究部会(以下「部会」という。)を置く。部会は、懇話会が指示した事項について調査研究し、その結果を懇話会に報告する。

3 部会は、学校保健課長並びに中学校教諭の代表1名、小学校栄養職員の代表1名及び別表2に掲げる組織から推薦された各1名の職員をもって構成する。

(所掌事項)

第3条 懇話会及び部会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)本市の中学校給食のあり方

(2)その他前号に関連する事項

(懇話会の運営)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員により互選する。

2 会議の招集及び進行は、会長が行う。

3 会長に事故あるときは、副会長が代理を務める。

4 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会の運営)

第5条 部会に部会長を置き、学校保健課長を充てる。

2 会議の招集及び進行は、部会長が行う。

3 部会長は、必要があるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(設置期間)

第6条 懇話会及び部会の設置期間は、平成20年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 懇話会及び部会の庶務は、学校保健課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が懇話会に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成18年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

委員構成	人数
学識経験者	1名
中学校長の代表	2名
中学校教頭の代表	1名
中学校教諭の代表	4名
小学校長の代表	1名
小学校栄養職員の代表	1名
P T A 連絡協議会代表者	5名

別表2（第2条関係）

組織
教育総務室
学務課
学校施設課
相模湖教育課
藤野教育課
学校教育課
教職員課
企画政策課

相模原市立中学校給食あり方懇話会報告書

発行 相模原市立中学校給食あり方懇話会
(事務局) 相模原市教育委員会教育環境部学校保健課
住所 相模原市中央2 - 11 - 15
電話 042 - 769 - 8283 (直通)

発行月 平成20年 3月